

保育所等における対応について

新型コロナウイルス感染症の対策については、国内において感染が拡大し、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が出されました。この緊急事態宣言を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県から各市町村に対し保育所等の対応について必要な措置を講じるよう依頼がありました。

つきましては、今までも感染予防対策を実施してきましたが、今後も引き続き予防対策を徹底した上で、市内の保育所（認定こども園を含む）（以下、「保育所」という。）、放課後児童クラブの対応を5月6日までの間、以下のとおりとします。

記

1 保育所について

子どもの命と健康を守ることを最優先に考えるとともに、市民生活を守るため、保育の提供を縮小して実施することとし、自宅で保育が可能な方については登所を控えていただくこととします。

なお、登所を控えていただいた方については、登所しなかった日数に応じて保育料及び給食費について利用者負担額を日割り計算し返還します。

2 放課後児童クラブについて

市内の小学校在学児童が臨時休業となる5月6日までの間、午前中から開室します。

なお、登所を控えていただいた方は、保育所と同様な方法にて対応します。

3 感染拡大防止の取組について

（1）衛生管理の徹底について

今まで以上に衛生管理を徹底します。

換気、おもちゃのアルコール消毒、次亜塩素酸ナトリウムの一方拭き取り掃除

（2）児童の登所について

- ・37.5度以上の発熱及び呼吸器症状がある児童は登所できません。
- ・解熱後24時間が経過していない児童は登所できません。
- ・解熱後24時間経過したが、依然呼吸器症状が続く場合もお休みを

お願いします。

- 保育中の発熱など体調が思わしくない場合は連絡、お迎えをお願いします。

(3) 健康管理について

- 毎朝、必ず検温をします。
保護者の方にも検温ならびに手洗い、マスク着用を含む咳エチケットや手指消毒を徹底します。

(4) 送迎時について

お迎え時における保護者への児童引き渡しは、全保育所においてテラスで児童を引き渡します。

(5) 保育時について

- お昼寝は、通常よりも間隔を広げ、顔と顔が近づかないように布団を敷きます。また、昼寝時の換気は20分に一回行います。
- バイキング形式の給食は中止します。
- 給食前のテーブルは、次亜塩素酸ナトリウムで拭きます。
- 子どもの手洗いはこまめに行います。

(6) 児童の体調管理について

健康観察票に「咳」、「倦怠感」の枠を加え、毎朝、児童ならびに全ての職員1人ひとりの状況確認を徹底します。

(7) 職員の体調管理等について

毎朝の検温ならびに手洗い、マスク着用を含む咳エチケットや手指消毒を徹底します。

(8) その他

咳をしている児童は登所できません。

例：呼吸器系疾患がみられるケース

児童が花粉症で咳をしている。「花粉症なので預かってほしい。」と言われた場合、耳鼻科等で薬を処方してもらい、咳が止まったから登所していただく旨を伝えます。